# 仕　様　書

## １．事業名

SNS 等を活用したせとうち地域の認知度向上事業

## ２．履行期間

契約締結の日～令和９年２月 26 日（金）

## ３．事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下、「機構」という。）は、せとうちを囲む７県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下、「せとうち地域」という。）を活動エリアとしており、せとうちブランドを確立し地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目指している。

機構のメインターゲットは欧米豪５か国（英・仏・独・米・豪の５か国。以下、「ターゲット市場」という。）の高付加価値旅行者層（※１）であり、ターゲット市場に対してせとうち地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを進めているところである。

本事業では、ターゲット国・層に影響力のあるインフルエンサー及び機構公式SNS（※２）を活用し、ターゲット市場へせとうち地域の魅力に関する質の高い情報を発信することで、せとうち地域への認知度・関心の向上、旅行意欲を喚起させ、ひいては、旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることにより、せとうち地域における観光消費額の増大へ繋げていくことを目的とする。

※１　Educated Traveler層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）及び Special Interest Traveler層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者）を想定。

※２　運用する機構の公式SNSは以下の２つ。

・Instagram（ https://www.instagram.com/setouchi.trip/ ）

・Facebook　（ https://www.facebook.com/SetouchiDMO/ ）

## ４．業務内容

上記の事業目的を踏まえ、本事業では以下の業務を遂行すること。それらを通じて、後述する活動指標（KPI）及び成果指標（KGI）に示す数値の達成に向け、必要な項目等について、機構との協議及び承認のうえ業務を推進し、必要な報告を行うこと。

※活動指標（KPI）及び成果指標（KGI）に関しては、業務ごとに、より具体的な目標を分けて企画提案すること。また、機構が実施する他事業と連動を意識して、事業を推進すること。

### （１）インフルエンサーを通じた発信

#### ① 業務計画の策定

・せとうち地域の魅力やストーリーを十分に踏まえ、魅力的な発信につなげるインフルエンサーを選定すべく、方針・発信方法を具体的に提案するとともに、取材計画から発信、サポ

ート等に至るまで、具体的な計画を策定すること。

**② インフルエンサーの招請**

**ア　選定**

・ターゲット市場およびターゲット層に影響力のあるインフルエンサーを２名以上（ターゲット市場１ヶ国あたり１名以上）選定すること。また、当該インフルエンサーのプロフィールや強み、主たる発信媒体、フォロワー/登録者数・属性等の根拠を提示すること。なお、選定については、機構と協議のうえ最終決定する。

**イ　FAM ツアーの実施**

**a. 行程**

・インフルエンサーを対象とした FAM ツアーを２回以上実施する。ツアー１回あたりの期間は３泊４日以上とし、具体的な期間や回数については提案によるものとする。

・ターゲット市場におけるトレンドやインフルエンサーのフォロワー属性等を意識したテーマに沿って、せとうち地域の魅力やストーリーを体験できる行程、内容を提案すること。また、最終的なツアー行程については被招請者の意見等も参考に、機構との協議の上、決定するものとする。

・ツアー全体でせとうち地域の７県を訪問するように計画すること。

・原則としてツアー実施予定日の１か月前までには、行程に含まれるスポットの取材対象やそこでの取材内容及び取材可否の確認、それらを基にした被招請者との確認を終えた状態となるようスケジュール管理を徹底すること。

**b. 実施時期**

・原則として、令和８年 12 月末までにすべてのツアーを実施すること。具体的な実施時期は提案を基にしつつ、機構との調整により決定する。

**c. 各種手配、費用負担**

・視察先の予約、視察許可の承認申請及び支払いについて、必要人数分行うこと。

・FAM ツアー中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。

・FAM ツアー招請・実施に伴う交通費や宿泊費、食費、施設利用料、通信費等の費用は、全て当初契約金額に含むこと。なお、宿泊施設はターゲット層や行程等から総合的に判断し、選定すること。

・その他以下の費用負担を行うこと。

(a)招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用

(b)専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用

(c)有料道路等利用料・駐車料金

(d)車中での飲料水

(e)旅行傷害保険

(f)その他備えが必要なもの

なお、被招請者に対して心のこもった接遇や対応など、おもてなしを心がけること。

**d. 募集・招請**

・上記アで選定したインフルエンサーを募集・招請すること。
※被招請者に関しては事前に機構と協議の上、決定する。

e. 招請者数

・インフルエンサーは２名以上とすること。
※具体的な招請数は提案による。
・各ツアーには原則として添乗員（旅程管理主任者）１名＋通訳ガイド１名随行させることとし、費用もその全てを含めること。
・現地ガイドや観光施設等を熟知しているスタッフ等を積極的に活用し、被招請者へ観光施設やコンテンツへの理解を深めさせる体制を整えること。なお、当該案内においては誘客に繋がるよう、多言語対応のサポートを意識すること。
・原則として、通訳ガイドは被招請者の母語に対応でき、経験豊富なコミュニケーションの力に長けた者を手配すること。
・受託者は、ツアー実施前に機構、通訳ガイド、添乗員及び被招請者との事前確認のためのミーティングを行いツアー内容に関する詳細な打ち合わせを実施し、必要な情報共有及び関係者間の綿密なコミュニケーション時間を確保すること。
・被招請者に対し、ツアー行程にある観光地の基本情報等を事前説明し、効果的なツアー実施に努めること。
・受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって ツアーの円滑かつ安全な実施に努めること。これを脅かす事象が発生した場合には、早急に機構に報告の上、協議を実施すること。

f. 観光コンテンツ

・ツアーのいずれかに、ターゲット市場・ターゲット層を想定したせとうち地域内のアクティビティ、クルーズ、アート巡り、文化体験等を含んだ提案とすること。
また、機構が発信、選定しているコンテンツ等を可能な限り含めること。
・機構情報発信ウェブサイト：「Setouchi Reflection Trip」
https://www.setouchi.travel/en/
・せとうち地域の高付加価値コンテンツ：
https://drive.google.com/drive/folders/1UCMFm5ApYqWcupR8O6ANlAo8LFkr-5x5
※ダウンロードしたデータは、著作権者の事前の書面による承諾なく、転載、複写、編集、加工、頒布、その他一切の二次利用を行ってはならない。

g. 移動手段

・移動手段に車両を使用する場合は、専用車両を原則とすること。せとうち地域内までの移動に要する国際線・国内線等については、定期航路のエコノミークラスを基本とし、手配経費に含めること。

h. アンケート調査

・被招請者に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は機構と事前に調整すること。

ウ　アフターフォロー

・被招請者が自身のアカウントにて FAM ツアーに基づいた情報発信を行えるよう、ツアー終了後に訪問先の詳細情報や画像を提供するなど、被招請者に対し必要なサポート及びフォローアップを行うこと。

（２）機構公式 SNS アカウントでの発信

せとうち地域に関する情報発信手段として、機構が所有する公式 SNS アカウント（Instagram 及び Facebook）を運用すること。なお、運用にあたっては以下の点に留意すること。

① 発信内容の選定・取材

・機構のターゲット市場及びターゲット層のニーズやインサイトを意識した提案内容とすること。なお、提案については機構の過年度事業での既発信内容等も考慮すること。
・機構公式 SNS アカウントでの魅力的な情報発信にあたって必要な素材を収集するための取材を実施すること。
・取材計画全体を通じて、せとうち地域の各県に少なくとも１回は訪れるようにすること。具体的な内容は提案による。なお、最終的な計画については機構と協議の上、決定する。
・ターゲット市場の言語が母語である、もしくはその言語に精通しているライターを起用すること。当該ライターは、せとうち地域に在住経験がある、あるいは旅行経験等が豊富であるなど、せとうち地域について一定の知識理解が深いネイティブ人材が望ましい。
・取材・制作に発生するアポイントメントや掲載許諾などは、全て受託事業者の責任において実施すること。また、関係先とのミスコミュニケーションや手配に関する齟齬が生じないように準備するとともに取材実施においても円滑に進行できるよう体制、対応を整えること。
・取材・制作に伴う交通費や宿泊費、施設利用料、通信費、パソコン・カメラなど手配に係る経費は、全て当初契約金額に含むこと。

② 機構公式 SNS アカウント運用（Instagram・Facebook）

・投稿については、せとうち地域の７県で撮影された動画及び写真と、英語の文章により構成されるフィード・リール投稿とすること。
・投稿内容については、ターゲット市場の特性を踏まえた上で、せとうち地域のブランディングに資するものや来訪意欲を高めるものとし、機構との協議の上、決定すること。
・投稿内容の作成においては、現地取材で得た情報を基に作成されたコンテンツを重視する。
・投稿内容及び作成手法については、せとうち地域の各県が網羅的に発信するよう計画し、機構との協議の上、決定すること。
・投稿数や頻度に偏りが生じないよう、週次、月次で可能な限り均等になるよう投稿スケジュールを作成し、それに則って運営を行うこと。
・英語を母語とするスタッフを参画させることで、ネイティブによるチェックができる体制を整備すること。
・各 SNS で同じ題材の投稿を実施する場合、リンク共有の可否などそれぞれの仕様・特徴に沿って、異なる文章や写真を掲載するなど最も効果的な配信方法を追求・検討すること。
・各 SNS におけるコメント、ダイレクトメッセージ対応について、問い合わせや否定的な内容

等に関しては、対応案を機構と協議の上、回答すること。
・各 SNS アカウントにおける総リーチ数、エンゲージメント、フォロワー数等の計測を実施し、定期的に機構へ報告すること。

**③ 広告配信の実施**

SNS への流入促進を図るため、広告の配信を行う。なお、実施にあたっては以下の点について留意する。

・後述する成果指標（KGI）を達成するための効果的な配信効果に繋がるような配信媒体などを提案すること。
・広告配信の対象は機構のターゲット市場及びターゲット層とする。
・広告配信効果・実績等を計測し、定期的に機構に報告すること。

**④ 分析、動作確認、サポート体制の整備等**

・SNSのエンゲージメント向上のため、分析を実施すること。それにあたっては、Meta Business Suiteなどのアプリケーションを活用しながら、情報の分析・把握できる項目を検討するとともに必要な体制を整備し、定期的に分析情報を報告・共有すること。なお、分析項目などは機構と協議の上、最終的に決定する。
・成果物については、業務完了前にスマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認を行い、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
・動作確認等に必要な機器は請負事業者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。
・契約期間中において、SNSの運用を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな対応を可能とする体制を保持しておくこと。
・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

**（3）その他**

**① 例月報告**

・各業務の進捗等活動状況及び今後の予定や課題等について、毎月報告すること。なお、報告にあたってはその内容を事前共有し、機構から必要な指示等を受け反映すること。また、この定例的な報告に関わらず、事業に関わる内容について報告の必要が発生した場合、指示に基づき対応すること。

**② 年間報告書**

ア 提出物：事業実施報告書（A4）1部＋電子データ
イ 提出先：一般社団法人せとうち観光推進機構
ウ 提出期限：令和９年２月 26 日（金）
なお、作成にあたっては以下の点に留意すること。

・提出期限の 14 日前に機構に素案を共有し、機構の意見を反映すること。
・履行期間中に変更があった数値等は都度反映すること。
・事業実施状況を分かりやすく編集すること。
・事業効果を分析し、今後の課題をまとめること。

## ５．活動指標（KPI）成果指標（KGI）に関して

### ＜活動指標（KPI）＞

① インフルエンサーの招請：２名以上（ターゲット市場１ヶ国あたり１名以上）
※原則、ターゲット層に強い影響力を持つ海外在住者とする。
② インフルエンサーによる発信：リール投稿合計７本以上
※１本につき、せとうち地域の１県が取り上げられることを想定
③ 機構公式SNSアカウントにおける投稿：Instagram・Facebookごとに70回以上

### ＜成果指標（KGI）＞

① エンゲージメント数：機構公式SNSアカウントであるInstagram・Facebookごとに10万以上
② フォロワー数：機構公式SNSアカウントであるInstagram・Facebookごとに1,000人増
※①②とも事業開始日の数値を起点とする。

## ６．概算予算額

13,580,000 円（税込）

## ７．契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとする。

## ８．物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については 機構の指示に従うこと。

## ９．第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 10．作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
（１）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
（２）本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、 第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

（3）上記（1）（2）の規定は、「9．第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
（4）その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 11. その他

（1）本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
（2）事業の実施にあたって、各国の法律・慣習等を確認の上、遂行すること。
（3）機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
（4）この事業は、観光庁観光庁「DMO 総合支援事業」の「広域連携観光促進事業」に基づく事業であるため、その補助金交付要綱、実施要領を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。
（5）機構を含むミーティングを実施する際には受託事業者において、議事概要案を作成の上、機構の確認を得て、それを提出すること。